

四日市市上下水道局告示第19号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、縮小した公印の印影を印刷して使用する、または電子計算機に記録した公印の印影を使用するので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- 1 名称 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印
- 2 寸法 方13ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

令和6年度に交付する以下の証明書・通知書

- (1) 電子計算機に記録した公印の印影を使用するもの  
方20ミリメートル  
納入通知書兼領収書

(上下水道局管理部総務課)